

土砂災害警戒区域等の縦覧のお知らせ

長崎県長崎振興局 砂防課

代表 095-844-2181

長崎市土木部土木防災課

直通 095-824-1424

〔土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害防止法が制定され、
土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにすることとされています。〕
(長崎県が基礎調査を行い、警戒区域等の指定を行います。)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域(土砂災害警戒区域等)の指定予定範囲についての縦覧を行います。 (場所・日程は裏面参照)

※皆様の安全等にかかわることです。ぜひ出席していただきますようお願いします。

※指定されると、それぞれ次のようなことが生じます。

土砂災害警戒区域 (がけ崩れ)

(土砂災害のおそれがある区域)

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制の整備をおこないます。

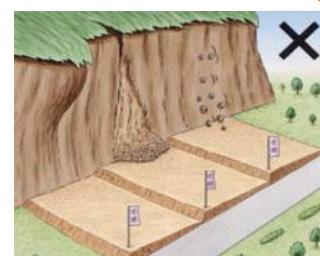


土砂災害特別警戒区域 (がけ崩れ)

(土砂災害警戒区域において、建築物に損壊が生じ、
住民に著しい危害が生ずる恐れのある区域)

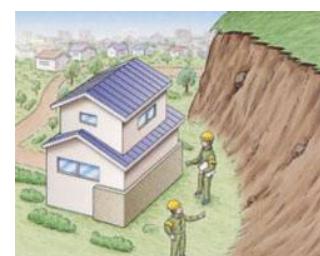
一定の開発行為の制限

宅地分譲や老人ホーム、病院、学校などの建築をおこなう場合の開発行為は、県知事の許可制となり、土砂災害を防止する工事が必要となります。



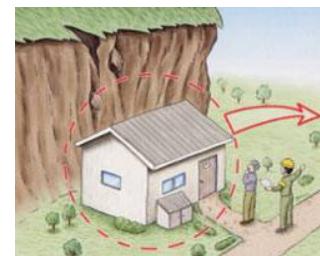
建築物の構造規制

人が住んだり、活動したりする建築物の新築、増築等について、土砂災害に対して安全であるか建築確認が必要となり、土砂災害により作用する衝撃に耐える構造でなければなりません。



建築物の移転

著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者等に対し、県知事が移転等の勧告を行う場合があります。



令和7年度《縦覧の場所と日程》

次の日程で、縦覧の開催を予定しております。

ご都合の良い時間に出席くださいますようお願いします。なお、縦覧の際は土砂災害警戒区域等について個別に説明させていただき、その後、住宅等が区域に入っているか確認していただきます。

※開始時間に集中しますとお待ちいただく場合がございますので、できるだけ分散して出席をお願いいたします。

●香焼公民館（長崎市香焼町501-2）

- ① 12月 18日 (木) 午後6時～午後8時
- ② 12月 20日 (土) 午後1時～午後3時

●三和公民館（長崎市布巻町88-1）

- ① 12月 17日 (水) 午後6時～午後8時
- ② 12月 21日 (日) 午後1時～午後3時

●野母崎文化センター（長崎市野母町555）

- ① 12月13日 (土) 午後1時～午後3時
- ② 12月16日 (火) 午後6時～午後8時

※ 説明と確認は1人およそ10分程度を予定しております。各日程とも同じ内容になります。

また、次の場所でも縦覧を予定しております。下記の縦覧の期間・時間内であれば、どの会場でも住宅等が区域に入っているか確認することができます。

○長崎県長崎振興局 砂防課（大橋町11-1）*土・日を除く

12月11日(木)～12月24日(水) 午前9時～午後5時45分

○長崎市土木部 土木防災課（魚の町4-1市役所17階）*土・日を除く

12月11日(木)～12月24日(水) 午前8時45分～午後5時半